

タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い制定又は改正する 告示・通達（案）について

平成20年5月
国土交通省
自動車交通局旅客課

1. 制定・改正の背景

第166回通常国会において、タクシー事業に係る輸送の安全及び利用者の利便を確保する観点から、タクシー事業の業務の一層の適正化を図るため、指定地域におけるタクシー運転者の登録制度の見直しを行う等の措置を講ずる「タクシー業務適正化特別措置法の一部を改正する法律（平成19年法律第87号。以下「改正法」という。）が成立したところである。

今般、改正法を平成20年6月14日に施行することに伴い、関係する告示・通達について、制定・改正を行う必要がある。

2. 制定・改正の内容

（1）登録実施機関の登録基準【タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号。以下「法」という。）第19条第1項及び第2項関係】

○タクシー運転者登録などの登録事務等を行う登録実施機関に係る国土交通大臣への登録基準として、以下の項目を必要とする予定。

- ・必要な設備を有していること
- ・専任の管理者が置かれていること
- ・登録諮問委員会が置かれていること 等

（2）登録事務規程の認可基準【法第23条第1項関係】

○登録実施機関が法第23条第1項に基づき定める登録事務等の実施に関する規程に係る国土交通大臣の認可基準として、以下の事項が定められていることとする予定。

- ・登録事務等の実施方法
- ・登録事務等を行う曜日及び時間
- ・登録事務等に関する料金が定められていること 等

（3）運転者講習の認定基準【法第7条第1項第3号関係】

○国土交通省令で定める講習を実施しようとする者が地方運輸局長の認定を受けようとする際に添付する書類に記載する事項について、講習を実施する指定地域の名称、講習の実施に関する計画及び経理的基礎に関する事項等とすることを告示で定める予定。

○国土交通省令で定める講習に係る地方運輸局長の認定基準について、以下の各項目とする予定。

- ・講習の責任体制が整備されていること
- ・講習を継続して実施する経理的基礎を有するものであること
- ・講習に係る年間の実施計画が作成されていること
- ・適切な講師が専任されていること
- ・専任された講師により適当な講習が行われると認められること
- ・効果測定を実施するものであること 等

(4) 登録運転者等に対する行政処分基準【法第9条関係】

- 行政処分の種類は、登録の取消し及び登録を行わない期間の決定とし、これに至らないものは警告とする予定。
- 登録の取消し及び登録を行わない期間の決定は、以下の場合に行うこととする予定。
 - ・乗車拒否、不当運賃收受等の道路運送法等に違反する行為をした場合
 - ・法第18条の2の規定による命令に係る講習を受けない場合
 - ・死者等を生じた自動車事故を引き起こした場合
 - ・飲酒運転、旅客に対する暴行等職務に関して著しく不適当な行為をした場合
 - ・不正の手段により登録を受けていた場合 等
- 警告には、違反点数を付すこととする予定。

主な違反事項に対する行政処分等

| 違反事項 | 初違反 | 再違反 |
|-----------------------------|-------------|------------|
| 不当運賃收受 乗車拒否 | 20日 30日 | 60日 90日 |
| 法第18条の2の規定による命令に係る講習を受けない場合 | 60日 | 180日 |
| 死者を生じた自動車事故を引き起こした場合 | 1年 | 2年 |
| 飲酒運転 旅客に対する暴行 | 2年 1年 | 2年 2年 |
| 不正の手段により登録を受けていた場合 | 60日 | 180日 |
| 駐停車違反 領収書の発行義務違反 | 警告（違反点数の付与） | |

(5) タクシー事業者に対する講習の受講命令の発動基準【法第18条の2関係】

- 講習の受講命令は、雇用する登録運転者の違反点数の累計が一定の点数に達した場合に発動することとする予定。

(6) タクシー事業者に対する行政処分基準【法第52条第1項関係】

- 講習の受講命令を受けたにもかかわらず、当該命令に従わなかった場合には、輸送施設の使用停止等の行政処分とする予定。

(7) その他

- その他所要の改正を行う予定。

3. スケジュール（予定）

施行日：平成20年6月14日